

群馬県医師移住促進動画制作業務 提案要領

1 業務の名称

群馬県医師移住促進動画制作業務

2 業務の目的及び内容

群馬県医師移住促進動画制作業務仕様書のとおり

3 提案上限額

2,266,000円(消費税及び地方消費税を含む)

※企画提案はこの範囲内で積算すること。

※採用された事業者に対しては、採用された企画提案書に基づき業務内容を調整の上、再度見積もりを依頼します。

4 契約期間

契約締結の日から令和6年3月31日(日)まで

5 スケジュール

- | | |
|-------------------|--|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和5年12月1日(金) |
| (2) 参加申込 | 令和5年12月7日(木) 午後5時必着 |
| (3) 質問受付 | 令和5年12月1日(金)～12月6日(水) 正午
※詳細は、下記8のとおり |
| (4) 企画提案提出期限 | 令和5年12月11日(月) 正午必着 |
| (5) 1次審査(書類審査) | 令和5年12月12日(火)～12月13日(水)(予定) |
| (6) 2次審査(オンライン面接) | 令和5年12月14日(木)～12月15日(金)(予定) |
| (7) 採用案決定 | 令和5年12月18日(月)(予定) |
| (8) 契約期間 | 契約締結日から令和6年3月31日(日)まで |

6 参加申込

企画提案への参加を希望する事業者は「参加申込書(様式1)」を電子メールにより提出すること。提出する際は、電子メールの件名を「群馬県医師移住促進動画制作参加申込」とすること。

- (1) 提出期限 令和5年12月7日(木) 午後5時 必着
- (2) 提出先 下記13に同じ

7 質問受付

- (1) 受付期間 令和5年12月1日(金)～12月6日(水) 正午まで
- (2) 質問先 下記13に同じ
- (3) 質問様式 群馬県医師移住促進動画制作業務に係る質問書(様式6)を使用してください。
- (4) 質問に対する回答
質問書受付日から3日以内に、電子メールにより行います。
※質問のあった事業者名は公開しません。
※電子メールにより質問される場合は、件名を「群馬県医師移住促進動画制作に係る質問」とするなど本件に関するものであることを明らかにしてください。

8 応募手続き

応募する場合は、次のとおり書類を提出してください。

- (1) 提出物書類
 - ア. 企画提案書表紙(様式2)
 - イ. 企画提案書(様式は任意)
 - ・制作する動画についての基本的な考え方(コンセプト)等について提案すること。
 - ウ. (1)業務実績一覧表(任意様式または参考様式)
 - (2)(1)に掲載した動画作品実績映像データ(3点まで)
 - ・動画作品実績映像データは本事業のテーマと関連がなくても問題ありません。
 - エ. 業務実施体制表(様式3)及び事業実施工程表(様式は任意)
 - オ. 見積書

- ・経費の内訳をできる限り詳細に記載してください。
 - ・宛名は「群馬県知事 山本一太」とすること。
 - ・消費税は10%を計上してください。
- カ. 課税（免税）事業者届出書（様式4、様式5）
- キ. 誓約書（*）
- ク. 会社概要（パンフレット等）
- ケ. 法人登記簿謄本（*）・3ヶ月以内に発行されたもの。コピー可。
- コ. 決算書の写し（*）
- ※群馬県「令和4・5年度物品等購入契約資格者名簿」登載者は、（*）印の付いた書類の提出は不要
- (2) 提出方法 下記の提出先あてに、電子メールにより提出
- (3) 提出期限 令和5年12月8日（金）午後5時必着
- (4) 提出先（問い合わせ先） 下記13に同じ。
- (5) 書類の取扱い
- ・提出された応募書類は返却しません。
 - ・提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成する場合があります。
 - ・提出書類は、事業者の選定のためにのみ使用し、機密保持には十分配慮いたします。
- (6) その他事項
- ・応募書類の作成・提出に要する経費は提案者の負担とします。
 - ・提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがあります。
 - ・提出後に辞退する場合には、速やかにご連絡をいただくとともに、その旨書面にて提出願います。
 - ・県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

9 応募資格

次の条件を全て満たしていること。

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 破産宣告を受け復権していない者でないこと。
- (4) 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと。
- (7) 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (8) 本店所在地において国税及び地方税の滞納をしていないこと。
- (9) 本業務を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ本業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有している者であること。

10 審査

提出された書類に基づき書類審査及びヒアリング審査を行い、最も優れた提案を提出した事業者を、委託の優先交渉者として決定し、委託契約の交渉を行います。

(1) 1次審査

提出された書類に基づき、書類審査を実施します。上位5者程度を2次審査の対象とし、審査結果を通知します。

ア 審査期間 令和5年12月12日（火）～12月13日（水）（予定）

イ 審査方法 提出いただいた応募書類をもとに書類審査を行います。

ウ 審査項目

- ・実績動画作品に関すること（見やすさ・訴求力・撮影編集スキル）
- ・企画提案書に関すること（事業の趣旨に関する理解・訴求効果）
- ・積算に関すること（企画・実施体制等に係る金額の妥当性）
- ・実施体制等に関すること（業務遂行能力、実施スケジュール、事業実績）
- ・総合評価（全体的な整合性）

エ 結果連絡

結果の公表は、令和5年12月13日（水）（予定）以降に、申込者に対して個別に連絡します。

(2) 2次審査

提出された書類に基づき、ヒアリング審査を実施します。なお、プレゼンテーションに参加しない事業者は、辞退とみなします。

ア 審査期間 令和5年12月14日（木）～12月15日（金）（予定）

イ 実施場所 オンライン ※2次審査者に対して個別に連絡します。

ウ 出席者 本業務の実務担当者を含め3名以内とします。

エ 時間 1者当たり15分以内

オ 内容

提出された応募書類等に基づくものとし、資料の追加は認めません。

カ 結果連絡

結果の公表は、令和5年12月18日（月）（予定）以降に、県ホームページ上で行うほか、申込者に対して個別に連絡します。

(3) 失格

以下の項目に該当する者は失格とし、審査の対象としません。

- ・本要領に適合しない書類を作成し、提出した場合
- ・企画提案書の不備、提出期限に遅れた場合
- ・その他、この要領に違反した場合

1 1 契約

- ・「1 0 審査」の審査基準に沿って審査を行い、最も評価の高い企画提案を行ったと認められる者を本事業の優先交渉事業者とします。なお、審査結果についての異議申立は受け付けません。
- ・応募内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、発注者との交渉で決定します。
- ・契約締結の交渉にあたっては、企画提案の内容について調整を行い、必要がある場合には、その内容を変更する場合があります。
- ・契約締結の際は、上記交渉による調整後の業務仕様書を改めて発注者から示したうえで見積書を提出いただきます。
- ・上記交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合があります。
- ・委託料の支払は、原則として事業完了後の精算払いとします。

1 2 要領記載外の事項

本実施要領に定めのない事項、又はこの要領の事項について疑義が生じた場合には、必要に応じて関係者と協議の上、発注者が定めるものとします。

1 3 応募先及び問い合わせ先

〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1

群馬県健康福祉部医務課医師確保対策室医師確保対策係

TEL : 027-226-2540

mail : imuka@pref.gunma.lg.jp